

あくしすサポーターズクラブ設立趣意書

NPO 法人地域生活応援団あくしす（以下あくしす）がスタートし、早1年が経とうとしています。おかげさまであっとほ一むの利用者も徐々に増え、セミナー等新規事業もスタートし、初年度としては順調にすすんでいます。

今後、もっともっと地域の要望に応え、活動の輪を広げていくためには、何といたっても、より多くの人との連携や協力が必要です。

そこで、親や指導者にとどまらず広く支援者をつのるため、あくしすサポーターズクラブ（以下ASC）を立ち上げたいと思います。

ASCはあくしすの趣旨に賛同し、あくしすの活動をあらゆる側面から支えることを目的とします。

あくしすをともに育てていく仲間として、ひとりでも多くの方にASCのメンバーにご参加いただくことを願っています。

2007年10月吉日

あくしすサポーターズクラブ発起人

【参考資料】

あくしす年間行事予定

日程	行事	備考（必要要員）
年間	社会福祉法人等のバザー参加	荷物運び、販売員
長期休暇中	各種イベント、遠足	補助
随時	あっとほ一む営繕活動	草取り、掃除、修理
11月第1土・日曜日	静岡文化芸術大学 碧風祭参加	陶芸販売
11月第3日曜日	たんぽぽ保育園 バザー参加	バザー、たこ焼き販売
12月末	餅つき・あっとほ一む大掃除	大掃除手伝い
3月下旬～4月上旬	遠足	補助

あくしすサポーターズクラブ会則

(名称)

第1条 このクラブは、あくしすサポーターズクラブ（略称「ASC」）と称する。

(目的)

第2条 このクラブは、特定非営利活動法人地域生活応援あくしすの趣旨に賛同し、あくしすを盛り上げることを通して、地域で暮らす多くの人々を元気にすることを目的とする。

(事務局)

第3条 このクラブの事務局は、「地域生活支援の家あっとほーむ」に置く。

(事業)

第4条 このクラブは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) あくしすを盛り上げるためのイベントの開催及び行事への参加
- (2) あっとほーむの営繕、保守などの活動への参加
- (3) その他支援活動及び親睦活動

(会員)

第5条 このクラブの会員は、第2条に定める目的に賛同する個人及び法人をもって組織する。

(入会金・年会費)

第6条 入会金、年会費は無料とする。

(会員の権利)

第7条 会員は、このクラブが主催するイベント等に参加することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 社会通念上の不適切な行動などにより、除名されたとき

(退会、除名)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会長は、会則に違反し、またはこのクラブの名誉を傷つける等、このクラブの目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(役員)

第10条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 若干名（必要に応じて組織する）
- (4) 書記兼監事 1名（会長副会長の兼務可）

- 2 役員は互選とし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 ……このクラブを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 ……会長を補佐し、会長が活動できないときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員 ……会長が必要と認めた事項を担当する。
- (4) 書記兼監事・クラブの活動の記録・報告をする。

(役員会)

第12条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 このクラブの運営に必要な事項は、役員会でこれを定める。

(資産及び会計)

第13条 このクラブの経費は、諸団体からの補助金及び寄付金をもって充てる。

- 2 このクラブの予算及び決算は、会長が作成し、監事が監査する。
- 3 このクラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第15条 この会則に定めのない事項で、クラブの運営に必要な事項については、役員会に諮った上で、会長がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、このクラブ設立(平成19年12月29日)の日から施行する。